

常用・非常用兼用リチウムイオン蓄電池設備 第1号が認定 ～脱炭素と防災を両立する新時代の非常電源、その制度と運用の幕開け～

当協会は、総務省消防庁の「登録認定機関」として「キュービクル式非常電源専用受電設備」の他、5つの消防用設備について技術基準に適合していることを認定しています。

昨今の脱炭素社会の実現に向けた、再生可能エネルギーの導入や電力負荷平準化へのニーズの急速な高まり、さらには災害の頻発・激甚化を受け、令和7年7月30日に関連する消防法令等が改正され、常用・非常用兼用のリチウムイオン蓄電池設備も消防用設備等の非常電源として認められることとなりました。

この改正に合わせて、当協会では令和7年8月22日より常用・非常用兼用のリチウムイオン蓄電池設備の認定業務を開始しました。そして、令和8年1月28日に開催された第3回電力貯蔵用蓄電池設備認定委員会にて、待望の第1号が認定されましたので、その概要と「認定制度」の仕組みを詳しく解説します。

1. 消防関係法令の改正

令和7年7月30日に「蓄電池設備の基準」（消防庁告示第2号（昭和48年2月10日）・改正告示第6号（令和7年7月30日））及び「自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備に係る技術基準の運用について（通知）」（消防予第172号（平成18年5月11日）・改正第333号（令和7年7月30日））が改正され、平常時も活用できる「常用・非常用兼用」のリチウムイオン蓄電池設備が消防法上の非常電源として認められるようになりました。この改正に合わせて、当協会は登録認定機関として、令和7年8月22日付で認定基準を制定し、業務を開始しました。

2. 国内認定第1号の誕生

国内初の認定を受けたのは、株式会社ダイヘンが開発した常用・非常用兼用のリチウムイオン蓄電池設備（蓄電池容量：53kWh、PCS容量：56kVA）

です。当該設備は、平常時は自家消費太陽光の余剰電力の蓄電やピークカットに利用でき、停電等の非常時にはスプリンクラー設備や自動火災報知設備などの消防用設備等へ電力を供給します。



図1：(株)ダイヘンのリチウムイオン蓄電池設備



図2：認定書の授与

写真右：伊庭健二認定委員会委員長

写真左：(株)ダイヘン EMS事業部 SE部長
松永 耕治氏

3. そもそも「認定」とは何か？

設置者や設計者の方々から「認定品を導入するメリットは？」という質問を多くいただきます。

まず、消防法における認定とは、登録認定機関が、製造工場から出荷される設備についてあらかじめ審査を行い、消防法に基づく技術基準に適合していることを確認したものです。

認定制度を利用する最大のメリットとしては、認定を受けた設備をビル等に設置する場合、設置する場所を管轄する消防署による消防検査項目の一部を

省略できるというメリットがあります。これにより、設置時の手続きが円滑化されるだけでなく、厳格な基準に合格した製品を導入することで、非常電源としての高い信頼性が担保されます。

4. 厳格な審査：認定のプロセス

認定を取得するためには、当協会の「電力貯蔵用蓄電池設備認定委員会」において以下のステップで厳格な審査が行われます。

1. 品質管理審査：製造工場の品質管理体制が適切であるか、書類および現場審査を行います。
2. 物品審査（製品審査）：実際に製造された製品（供試品）が、技術基準に適合しているかを厳格にチェックします。
3. 認定書の交付：委員会での承認後、認定書が交付され、5年間の有効期間内で認定品としての出荷が可能となります。

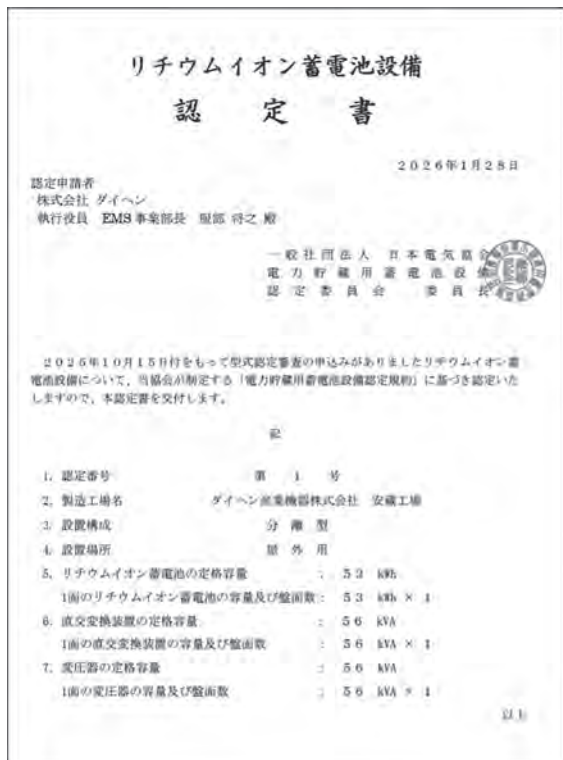


図3：認定第1号の認定書

5. 認定するための重要要件

弊会が認定する常用・非常用兼用リチウムイオン蓄電池設備として重要な要件としては、1つの外箱

に全ての機器が収納される「キュービクル式」であること、「非常時に必要な容量が常に確保されているか」です。

蓄電池の容量は、消防用設備等を、当該消防用設備等ごとに定められた時間以上有効に監視、制御、作動等を行うことができる容量以上が必要となります。常時は、負荷平準化や再エネ活用等に利用可能ですが、非常時に消防用設備等へ供給するために必要な容量を下回らない範囲で運転する必要があります。また、蓄電池の経年・劣化により容量が低下した場合でも、非常時に消防用設備等へ供給するために必要な容量を下回らないよう考慮した設計とする必要があります。

6. 今後の展望

今回の認定第1号の誕生により、建物の防災力向上と、平常時に電力を使用することによるコスト削減の両立に向けて一歩前進しました。当協会は今後も、登録認定機関として厳格な審査を継続し、安全・安心な電気設備の普及を支えてまいります。認定制度の詳細や申請方法については、当協会ホームページをご参照ください。

<1・2月主な委員会の開催>

- 第45回需要設備専門部会
開催日：1月23日（金）
主な議題：電技解釈第16条第5項及び使用前自己確認の方法の解釈の改正要請に関する審議、「内線規程」（JEAC8001）の改定について
- 第131回日本電気技術規格委員会
開催日：2月17日（火）
主な議題：2026年度事業計画案、「系統連系規程」の改定、電技解釈第17条の改正およびそれに伴う関連規程の改定、「発電用火力設備規格基本規定」の改定 他